



平成25年11月13日

各 位

会 社 名 北陸電話工事株式会社  
代表者名 代表取締役社長 森 泰夫  
(コード：1989、東証第2部)  
問合せ先 取締役総務部長 川面 正雄  
(TEL. 076-221-6116)

### 単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成25年11月13日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、単元株式数の変更および定款の一部の変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 単元株式数の変更について

##### (1) 最近の投資単位の状況及び変更の理由

投資を行いやすい環境を整え、投資家層の投資機会を拡大し、当社株式の流動性を高めるとともに、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、定款を変更して当社株式の投資単位を引き下げるものです。

なお、平成25年11月13日時点の株価をもとに今回の単元株数の引下げが行なわれた場合、東京証券取引所の有価証券上場規程第445条に定める、望ましい投資単位の水準5万円以上50万円未満を下回ることが想定されますが、当社といたしましては今後も引続き株価の向上に努め、当該基準を満たせるよう努力してまいります。

##### (2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更する。

##### (3) 変更予定日

平成26年1月1日

(参考) 平成26年1月1日をもって、東京証券取引所における売買単位も100株に変更されることとなります。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものです。

(2) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現 行	変 更 後
<p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>附 則</p> <p><u>第8条の変更は、平成26年1月1日をもって効力を生じるものとし、効力発生までは従前どおり下記のとおりとする。</u></p> <p>(単元株式数) <u>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</u> <u>なお、本附則は、第8条の変更の効力発生後、これを削るものとする。</u></p>

以 上